

家畜衛生情報

蜜蜂飼育届(変更届)をお忘れなように!

- ◇ 蜜蜂飼育者は、養蜂振興法(以下、「法」)第三条第1項にもとづく飼育届を、毎年1月末までに住所地を管轄する地方事務所へ提出して下さい。
- ◇ 飼育届出記載事項(飼育場所、群数、期間等)に変更が生じた場合は、法第三条第3項にもとづく変更届を、1ヶ月以内に地方事務所へ提出して下さい。
- ◇ 飼育届(変更届)様式は長野県ホームページからダウンロードいただくか、地方事務所へお問い合わせください。

飼育届(変更届)の記入方法は裏面



「業として5群以上を飼育する」方は、飼育者間の調整が必要です

- ◇ 蜂群の適正配置を図り、飼育者間のトラブルを防ぐため、近隣(概ね半径2km以内)の飼育者と調整を行きましょう。
- ◇ 事前の調整：できるだけ事前に調整をしてから、飼育届を提出してください。
- ◇ 事後の調整：飼育届を提出した後に、調整が必要となる場合があります。

調整が必要な場合には、飼育届の情報を提供することがあります

- ◇ 法第八条にもとづく蜂群配置調整等に必要措置として、県は飼育届の情報を飼育者や関係団体へ提供することがあります。
- ◇ 飼育者の方には、飼育届の提出にあたり、県が飼育届の情報を蜂群配置に必要な措置として利用することに同意をお願いしています。

- ◇ 腐蛆病等の疾病予防や、近隣住民とのトラブル回避のため、法第五条にもとづく適切な管理を行きましょう。

地方事務所	電話番号	地方事務所	電話番号
佐久	0267-63-3145	木曾	0264-25-2221
上小	0268-25-7127	松本	0263-40-1917
諏訪	0266-57-2913	北安曇	0261-23-6511
上伊那	0265-76-6813	長野	026-234-9514
下伊那	0265-53-0414	北信	0269-23-0209
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

ご不明な点はこちらへ
お問い合わせ下さい。



蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届

該当するほうに

平成 △ 年 △ 月 △ 日

信濃 地方事務所長 様

届出を提出する地方事務所
(住所地在を管轄する地方事務所)

住 所 信濃市〇〇 1-2-△
 氏名又は名称
 及び代表者氏名 信濃 太郎 印
 (連絡先電話番号 02△ - 12▽ - 123▲)
 (連絡先 FAX 番号 02△ - 12▽ - 123▲)
 (連絡先携帯番号 0▽0 - 123▲ - 456▽)

養蜂振興法第三条第1項又は第3項の規定により下記のとおり(蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届)を提出します。

記

1 平成 △年 1月1日現在の蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数	蜜蜂の種類 (該当に○)
<u>信濃</u>	▲▲	○西洋 日本
		西洋 日本

飼 育 場 所
字、地番まで記入。
地番が不明の場合は地図を添付

お間違えなく！

2 平成 △年1月1日～翌年1月31日の蜜蜂飼育計画

No	飼育場所	飼 育 蜂 群 数	飼育期間	調整状況
1	<u>信濃市〇〇 1-2-△</u>	▲▲	平成△年1月1日 から 平成△年△月△日 まで	昨年度と同じ ▽年転飼調整会議 で調整 (近隣業者とトラブル なし)
2	<u>信濃郡〇町〇〇 2-3-△</u>	▼▼	平成△年△月△日 から 平成△年▽月▽日 まで	▽年▽月▽日 ■■■氏と調整 済み(他別紙)

調 整 状 況

◎過去に調整が行われている場合、これまで近隣業者とトラブルがなく昨年度と同様の内容の場合、転飼調整会議等の結果に従う場合等は、その旨を記入
◎同一場所で複数の業者と調整を行った場合は 別紙 へ追記。

<別 紙>

No.	調 整 状 況		
2	▽年▽月▽日 B氏と調整済み	▽年▽月▽日 C氏と調整済み	

該当する飼育計画の番号